

466

別記様式第35号（規格A4）（第4条関係）

医療法人決算届

令和 7年 11 月 28 日

群馬県知事 山本 一太 殿

群馬県高崎市京目町321番地4

医療法人 清水耳鼻咽喉科

理事長 清 水 祐 二

医療法第52条第1項及び医療法施行規則第33条の2の12第1項の規定により、医療法人の決算を次のとおり届け出ます。

添付書類

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書
- 6 関係事業者との取引の状況に関する報告書

注 1) 医療法第51条第2項の法人にあつては医療法第52条第1項第3号の書類及び医療法施行規則第33条第1項第3号の書類を、社会医療法人にあつては同項第1号の書類を、社会医療法人債発行法人にあつては同項第2号の書類を併せて提出すること。

2) この届出書には副本1部を添えること。



〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 6年 9月 1日 至 令和 7年 8月 31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 清水耳鼻咽喉科

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他

③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 群馬県高崎市京目町 3 2 1 番地 4

(3) 設立認可年月日 平成 8年 7月 1日

(4) 設立登記年月日 平成 8年 7月 12日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	清水 祐二	
理 事	清水 祐子	
同	清水 英祐	
同	清水 真祐子	
同	清水 博祐	
監 事	松本 宏美	

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	清水耳鼻咽喉科	1 0 1 1 0 1 0 7 8 0	群馬県高崎市京目町 3 2 1 番地 4	無床

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
該当なし		

(3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考
該当なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 6年 10月 25日 令和 5年度決算の決定

令和 6年 10月 25日 理事、監事の選任、辞任の承認

令和 6年 10月 25日 令和 6年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2



法人名 医療法人 清水耳鼻咽喉科
所在地 群馬県高崎市京目町3 2 1 番地 4

※医療法人整理番号 0 0 4 6 6

財 産 目 録
(令和 7 年 8 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額 55,215 千円
2. 負 債 額 22,448 千円
3. 純 資 産 額 32,767 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	12,139
B 固 定 資 産	43,076
C 資 産 合 計 (A + B)	55,215
D 負 債 合 計	22,448
E 純 資 産 (C - D)	32,767

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人 清水耳鼻咽喉科
所在地 群馬県高崎市京目町 3 2 1 番地 4

※医療法人整理番号 0 0 4 6 6

貸 借 対 照 表
(令和 7 年 8 月 3 1 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	12,139	I 流 動 負 債	6,100
II 固 定 資 産	43,076	II 固 定 負 債	16,348
1 有 形 固 定 資 産	15,791		
2 無 形 固 定 資 産	463	負 債 合 計	22,448
3 そ の 他 の 資 産	26,822	純 資 産 の 部	
		科 目	金 額
		I 出 資 金	13,000
		II 積 立 金	19,767
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	32,767
資 産 合 計	55,215	負債・純資産合計	55,215

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。



法人名 医療法人 清水耳鼻咽喉科
所在地 群馬県高崎市京目町 3 2 1 番地 4

※医療法人整理番号	0	0	4	6	6
-----------	---	---	---	---	---

損 益 計 算 書
(自 令和 6 年 9 月 1 日 至 令和 7 年 8 月 3 1 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	58,847
2 事業費用	70,074
本来業務事業損失	11,227
事業損失	11,227
II 事業外収益	1,448
III 事業外費用	141
経常損失	9,920
IV 特別利益	719
V 特別損失	0
税引前当期純損失	9,201
法人税等	209
当期純損失	9,410

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 清水耳鼻咽喉科
理事長 清水 祐二 殿

私は、医療法人清水耳鼻咽喉科の令和 6 会計年度（令和 6 年 9 月 1 日から令和 7 年 8 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 7 年 10 月 29 日

様式5

様式5

法人名 医療法人 清水耳鼻咽喉科
所在地 群馬県高崎市京町321番地4

※医療法人整理番号	0	0	4	6	6
-----------	---	---	---	---	---

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)